

第 2 2 回田沢湖・角館・西木合併協議会

会 議 録

平成 1 7 年 8 月 2 6 日 (金)

第 2 2 回田沢湖・角館・西木合併協議会

開 催 年 月 日 平成 1 7 年 8 月 2 6 日

開 催 場 所 田沢湖町総合開発センター大集会室

合併協議会委員定数 2 8 名

開 会 午後 1 時 3 0 分

閉 会 午後 2 時 4 6 分

田沢湖・角館・西木合併協議会出席者

会 長 佐 藤 清 雄

副 会 長 石 黒 直 次

田 代 千代志

委 員 (田沢湖町)

高 橋 正 男

田 口 喜 義

信 田 幸 雄

千 葉 勇

稲 田 修

堀 川 光 博

小 松 直

細 川 雪 子

(角館町)

佐 藤 勇太郎

小 林 一 雄

藤 原 万 正

雲 雀 俊 作

小田嶋 忠

藤 原 恒 悦

山 本 陽 一

境 田 ケイ子

(西木村)

佐 藤 雄 孝

佐久間 健 一

佐 藤 宗 善

伊 藤 邦 彦

武 藤 昭 男

鈴 木 重 藏

門 脇 明

藤 井 けい子

(秋田県)

渡 部 文 靖

以上 2 8 名

田沢湖・角館・西木合併協議会欠席者

なし

田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会

幹事長 野 中 秀 人

副幹事長 高 田 光 一

幹 事 浦 山 清 悦

浅 利 武 久

大 澤 隆

藤 木 春 悦

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局

副 局 長 高 橋 徹

次 長 羽 川 茂 幸

事務局職員 高 橋 信 次

能 美 正 俊

田 口 信 幸

猪 本 博 範

藤 村 好 正

富 木 弘 一

阿 部 聡

若 松 正 輝

会議次第

1．開会

2．会長あいさつ

3．会議録署名委員の指名について

4．議題

(報告)

- 報告第38号 合併協定に基づく各種事務事業の調整結果について
- 報告第39号 特別職の職員の身分の取扱いについての調整結果について
- 報告第40号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての調整結果について
- 報告第41号 消防団の組織編制等の調整結果について
- 報告第42号 田沢湖・角館・西木合併協議会の廃止について

(協議)

- 協議案第66号 地域審議会の取扱いについて

その他

5．閉会

開会 13:30

副局長 定刻になりましたので、ただ今から第 22 回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。始めに会長であります田沢湖町長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 今日、第 22 回田沢湖・角館・西木合併協議会、委員の皆さんのご出席をいただきまして厚くお礼を申し上げます。ただ今、角館さんと西木さんとお話をした所でありませんが、丁度、この合併協議会も、任意で発足したのが、14 年の 12 月であります。あと、ひと月ふた月で丸三年間、いろんな協議を重ね、いろんな議論をしつつ、今日が最後ということになると思いますが、いずれ今日ご審議をいただく案件がそれぞれご承認をいただきますと、これが最後になるのかなと事務局の方のお話しを伺った所ではありますが、この間いろいろな課題について、熱心に論議いただき、そして、それぞれの圏域の住民の中で今日の日を迎えたわけでありまして。改めて感無量の感をいたす所でございます。今日はそういう中ではありますが、協議を重ねて参りました人事の関係についても、内定の内定ということで、それぞれ協議が終了し、職員の皆さんにもそうした報告をさせていただいた所があります。職員の皆さんもそれを受けまして、今最後の合併の課題なり、現在持っている各町村のいろいろな事業なりについて日夜努力されているようでありまして、このことが将来、地域住民に十分理解いただけるものになるように思っております。今日はそういう意味でそれぞれの報告案件あるいはこれからいろいろな協議を進めて行きます地域審議会の取扱い等について協議を進めて参りたいと思っておりますので、よろしくご協議をお願いし、私の開会の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございます。

副局長 ありがとうございます。それでは早速会議に入らせていただきます。議事は会議次第に従いまして進めさせていただきますが、会議に先立ちましてここで出席委員数を報告させていただきます。本日は委員全員の出席を賜っており、合併協議会規約第 10 条第 1 項の規定により本会議が成立いたしますことをご報告いたします。次に委員の皆様をお願いでございますが、会議における発言につきましては、会議録を作成する為録音しておりますので、発言の際はマイクをお持ちいたしますので、町村名とお名前をおっしゃってからマイクを使ってご発言くださるようお願いいたします。なお、会議の議長は合併協議会規約第 10 条第 2 項の規定により会長が努めることになっておりますので会長より進行をよろしくをお願いいたします。

会長 それではこれより第 22 回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。始めに会議運営規程第 6 条第 3 項の規定によりまして、会議録署名委員 3 名を私から指名さ

させていただきます。田沢湖町、千葉勇委員。角館町、小田嶋忠委員。西木村、佐藤宗善委員の 3 名を指名いたします。それでは早速議題に入らせていただきます。始めに報告第 38 号合併協定に基づきます各種事務事業の調整結果についてを議題といたしまして、事務局より報告をさせます。

副局長 それでは報告第 38 号合併協定に基づく各種事務事業等の調整結果についてということで、ページ数 2 ページから 6 ページまでで、合併協定項目から行きますと 28 項目ということでございまして、内容について専門部会で調整しました結果をご報告申し上げたいと思います。上の方から順番にご説明いたしますが、協定番号 7 番と 9 番、農業委員会と特別職の部分につきましては、別にご報告いたしますので、その後、10 番目の一般職員の身分の取扱いについてからご説明いたします。一般職員の身分の取扱いにつきましては、先ほど会長の方からお話がありましたように、それぞれの職員の方の勤務先を各町村からお知らせしていただいておりますので、この後、係長以下の職名とあるいは、新しい市となりますので、その際の任用の条件でございますが、給料等これから詰めて行くということで現在調整しているということでございます。次に番号 16、行政区の取扱いでございますが、行政連絡委員の行なう業務について調整するというところでございましたが、現在 17 年度は現状のままということでございますが、18 年度からは配布業務についてはお願いをやめて、市民との行政事務連絡業務、地域の声を行政に伝える業務、災害危険箇所報告業務などの業務だけをお願いして、平成 18 年度からこれで行なうということでございます。19 番目、一部事務組合の取扱いにつきましては、それぞれ処理、議会の議決等終わっておりまして、新市において新たに加盟するという手続きになっております。ただ一つ公平委員会というのがございまして、職員の方の勤務条件等についての是正の要求とかが出た場合に審議する機関でございますけれども、現在、県の公平委員会にこの事務を委託しておりまして、市となりましてこの事務を県に委託するというところで現在協議をしているということでございまして、新市においてもこの部分については県に委託するという形で作業を進めております。20 番目、公共的団体等の取扱いということでございますが、基本的には別の法人格を持っているということで、それぞれの団体さんの自主的な考えのもとに統合を進めて行く訳でございますが、現在、商工会さんと社会福祉協議会さんにつきましては、商工会さんは合併済みで、社会福祉協議会は新市発足と同時に合併という手続きに、現在の状況になっております。次に 21 番目でございますが、社会福祉協議会の取扱いということで、社会福祉協議会に現在、各町村、業務を委託しておりますが、このことにつきまして、平成 17 年度につきましては年度半ばになっておりますので、

現行のまま継続して行なう。平成 18 年度からの委託事業につきましては、国県の補助事業基準等を考慮して、社会福祉協議会さんと協議を行っていくということでございます。協定項目 23 の使用料手数料の取扱いにつきましては、基本的には現行のとおりとご承認いただいておりますが、その中で調整を要した手数料という事で二つ挙げておりまして、地籍の交付手数料、これがここに書いてありますように、A4、A3 版 1 枚について 200 円。A2、A1、A0、1 枚につき 2,000 円ということと、閲覧手数料については 200 円ということで調整をしております。次に 25 番目、国民健康保険事業の取扱いのうちの各保険事業の調整ということでございますが、基本としては原則として現行のとおり存続するというところでございましたが、調整が必要だったものは短期人間ドックということで、2 万 1,000 円を限度に助成をするということで調整をしております。次は枝番号がついておりますが、27-3 広報広聴関係事業。これは広報誌の発行日と発行回数がまだ未調整だったという事ですが、これにつきましては月 1 回、毎月 1 日付けで A4 版 20 ページ前後とするということ。広報誌の名称は広報せんぼくということで調整しております。27-5 電算システム事業の取扱いでございますが、これについては、次のページの単独処理業務システムについて合併までに調整するという内容でございましたが、現在の進捗状況につきましてここに書いております。読みますと、電算統合事業については、住民基本台帳に基づくデータを利用する基幹系のシステム、それを利用しない内部情報系のシステム、その他のシステムについて、合併日前日までには終了するという状況になっております。ネットワークシステムにつきましては、各庁舎及び中町庁舎、角館町総合情報センターを 10G の光ファイバーで結んで 61 箇所の出先機関を ADSL 回線で結ぶと。この作業を 9 月 9 日までには終了するという状況でございます。次は 3 ページの 1 番上でございますけれども、単独処理業務システム、国保ラインシステム、児童手当システム、健康診断システムについては、本課所在庁舎に設置をして、統合作業と併せた構築作業は 9 月 19 日までには終了するという状況でございます。次の消防関係につきましては別にご報告を申し上げます。27-9 保健衛生事業の取扱いでございますが、それぞれ相違があった部分だけを調整するという事で、ここに上げておりまして、これ以外のものについては同一ということでこのまま新市に引き継いでおります。母子保険事業につきましては、妊婦相談については月 4 回。田沢湖地域で 1 回、角館地域で 2 回、西木地域で 1 回と。母子手帳につきましては新市で統一したものとする。乳幼児相談については月 1 回、集団及び個別相談にするという調整内容になっております。老人保険事業につきましては、検診内容、自己負担金については平成 17 年度にすでに統一しておりまして、その内容で事業団の方に委託をしてお

ります。次に予防接種事業でございますが、相違点があるものはここに掲げてあるものでした。結核検診については8月から9月に集団検診で行なう。BCG、ポリオについては集団接種で実施する。三種混合については個別接種。風疹の実施については個別接種。インフルエンザの自己負担金につきましては接種料から1,000円を控除した額とするという内容になっております。保健衛生事業の最後の健康づくり推進協議会でございますが、これについては委員については広報で公募又は各種団体代表の方に委嘱する。委嘱する委員の数は3地区合計で20人、任期は2年という調整内容でございます。27-10 病院及び診療所の取扱いでございますが、これ自体はここに書いてあるとおりでございます。市立田沢湖病院については地方公営企業法の全部を適用するという事でございます。総務管理課を設置して業務を行なうと。角館総合病院と田沢湖病院で手数料が相違しているものがございますが、前にご説明しましたように独立採算制ということもございますので、このことについては合併後3年を目途に統一に向けて努めるという調整内容でございます。診療所につきましては現状どおりの組織ということでございますが、それぞれの所管につきましては診療所、歯科診療所を保健課、国保診療所は市民課の所管ということでございます。27-11 障害者福祉事業の取扱いでございますが、この中で、3町村で差異があったものについてここに掲げております。最初に知的障害者のグループホーム等の利用について居宅支援として支援費を支給すると。これは田沢湖町さんで現在しているものを全市で行なうということでございます。身体障害者住宅整備資金貸付については、貸付額の上限を150万円として実施する。これは田沢湖、角館で実施しているものを全市で行うということでございます。の住宅のバリアフリー化を望む身体障害者に対して、上限50万円として支援を行なう。これは田沢湖、西木で行っている物を全市で行うということでございます。27-12 でございますが、高齢者福祉事業の取扱い。生きがい活動支援通所事業につきましては、介護予防・生活支援事業実施要綱に伴う事業該当者は利用負担10%とするということございまして、これは田沢湖と角館では10%。西木村さんでは300円という単価を設定しておりますが、これについては利用負担10%で統一するということでございます。もう一つ西木村さんの方で現在ございます山鳩館の利用者についての介護非該当者については引続き市の単独事業として実施するという内容でございます。その下、緊急通報体制等整備事業については利用料金月額600円となっております。これは田沢湖町さんが600円で角館町さんが能力に応じて、西木村さんが無料ということございましたが、今回月額600円で統一するという内容でございます。次は4ページでございます。引き続き福祉関係でございますが、27-12 高齢者福祉事業の取扱いということでございます。

項目が多くあがっておりますが、最初に介護予防事業、転倒骨折予防ということで、国県の介護予防地域支え合い事業補助要項に該当する事業を実施するという事でございます、平成 17 年度は現状の制度で行いますけれども、平成 18 年度からは 5 月から月 1 回の実施を計画するという内容でございます。次が介護用品の支給事業ということでございますが、平成 17 年度から田沢湖町の例により在宅で介護度 4、5 の方を介護している家族を対象に世帯の課税状況に応じ介護用品券を支給すると。これは現在角館町、西木村さんは介護用品ということでございますが、田沢湖町の例により介護用品券を支給するという調整内容でございます。次が生活管理指導事業、短期宿泊でございますが、介護保険法のサービスを受ける事が出来ない者の中で介護を要する介護者の施設における短期の宿泊を実施するという事でございます、現在、西木村さんで未実施というものでございますが、これについては全市で行うということでございます。家族介護教室でございますが、平成 17 年度は現行どおりとして平成 18 年度から、これは田沢湖町さんの方では社会福祉協議会の単独事業として行なっておりますので、この点 18 年度からの制度の統一をするという内容でございます。家族介護者交流事業でございますが、これは参加対象者は寝たきり高齢者の看護者に限定して年 1 回から 2 回開催するという事でございます。食の自立支援事業、平成 17 年度は現行のとおりとしますが、家族介護教室と同じような状況でございますので、平成 18 年度からは統一するという方向で行なうということでございます。次が敬老式でございますが、これは 17 年度、3 町村とも式典を廃止しております。次の地域ケア会議は仙北市として 1 ヶ所で開催するという事です。在宅老人等在宅介護手当支給事業については、非常に該当者が少ないという事と、他の事業で手当てが出来るという事で平成 18 年度には廃止するという調整内容でございます。老人健康増進事業、温泉入浴券の支給でございますが、これは平成 17 年度は経過措置として、西木村さんのみで行なうという事でございますが、それ以降につきましては予算編成時に予算との関係がありますので協議をするという結果でございます。以上が高齢者福祉事業でございます、次はその他の福祉事業という事で、行旅人関係があがっております。これは病人、死亡人以外の方の事ですけれども、それぞれ町によって支給規定があったり無かったりという事ですが、田沢町の例によって旅費 500 円を支給するという事でございます。27-17 環境衛生事業の取扱いについては、斎場火葬場の使用料と墓地工作物の届出の許可の関係の調整が残っておりました。斎場火葬場につきましては、市民の方については使用料を全部無料とするという調整結果でございます。次に墓地工作物の届出の基準でございますが、埋葬場所の構作施設の基準については、田沢湖町の例によるということでございます。この中

で 番の最後の所、高さ2メートル以内に整形できる樹脂と書いてありますが、樹種。種でございます。申し訳ございませんが訂正方をよろしく願いいたします。次が27-19番ごみ収集運搬業務事業の取扱いでございます。ごみ処理に関する諸制度のうち、生ごみ処理容器の購入費の補助の関係と、ごみ減量等推進審議会の関係がございました。これについて現在、コンポスト、電動式生ごみ処理機の補助の金額等違っておりますけれども、これをコンポスト及び電動式生ごみ処理機購入にかかった経費として、補助金は購入額の1/2で2万円を上限とするということでございます。現在、生ごみ処理機ですと田沢町さん1万5,000円、角館町さんは規定が無くて、西木村さんは2万円ということでございますが、今回2万円で統一するという調整内容でございます。次がごみ減量等推進審議会でございますが、現在、田沢湖町さんと西木村さんにそれぞれ委員のかた10人という事で置かれておりますが、これは新市になりました場合に仙北市廃棄物減量等推進審議会として、委員は10名以内、任期は2年として設置するという調整内容でございます。次は5ページになりますけれども、農林水産関係事業の取扱いについて、農政関係ですと、農林経営基盤強化資金利子補給事業。これは再編という事で、それぞれの市町村のものを再編するという事だったのですが、ここに書いてありますように、県の単独上乗せ利子助成事業の実行金利に対して、仙北市単独上乗せ利子助成事業、仮称として仙北市認定農業者ジャンプ資金という名前を付けておりますが、実行金利の1/2を5年間助成するという調整内容でございます。次に新たな米政策に関する事業という事でございますが、今年度分につきましては取り組みも行なわれているという事で、現行制度を実施すると。18年度につきましては仙北市地域水田農業推進協議会を設立し、仙北市地域水田農業ビジョンを策定した上で、これにもとづいて事業を実施するという事でございます。次が畜産関係でございますが、畜産祭、畜産共進会。これについては平成17年度、すでに3町村共催で7月上旬に開催しておりますので、このまま合併後は仙北市の事業として開催するという事でございます。次は家畜防疫対策事業・家畜の導入補助事業でございますが、家畜防疫事業の対象事業は、家畜伝染病予防事業費補助金、和牛健康検査事業費補助金、遺伝病健康検査補助金とするということと、家畜導入補助事業は、優良素牛等導入事業、肉用牛特別導入、乳用牛導入事業、受精卵移植推進事業、優良種豚導入事業という事でございます。肉用牛特別導入事業基金については、統合して仙北市に引き継ぐ。国県補助事業として積増を行なっていくということでございます。次が、土地改良関係事業ですが、一つは受益者負担金の関係でございます。これについては、現在、受益者負担金を徴収していない場合がございますが、新市においては、市営土地改良事業の国県補助事業のうち農業用排水

施設、農業集落排水施設、暗渠排水施設については、受益者負担金を賦課するという調整の内容でございます。現在あります、町村単独土地改良事業及び小土地改良事業費補助金については、市単独としては市営土地改良事業は行なわないと。小規模土地改良事業費補助事業として実施していくということでございまして、その補助金の交付基準としては、水利組合等の団体が施行するもので、事業費 500 万円以上を上限に事業費の 30%という事でございます。次に農地・農業用施設災害復旧事業、国庫補助事業の方でございますが、この分につきましても、受益者負担金の事でございますが、測量試験に要する費用につきましては、国庫補助対象外ということがございまして、この部分について受益者負担金として賦課をするという事でございます。次が小規模災害復旧事業、補助金の交付基準でございますが、ここに書いてありますように、補助金の交付基準は個人または水利組合等の団体が施行するものに対して事業費の 65%を補助するという内容でございます。次が林業関係事業でございますが、最初に緑の羽根募金。これについては、田沢湖町さんと角館町さんに委員会があるわけですが、合併後は仙北市緑化推進協議会を設置して緑化推進事業に取り組む。ただし、17 年度は事業が終了しているので、18 年度事業に向けた取り組みを行なうという事でございます。次が作業道開設事業費補助・間伐事業等補助でございますが、これについては、西木村さんの例によりまして、作業道開設事業費補助金交付基準は 1 路線あたり 500 万円を上限に路線延長 1 メートルあたり 1,000 円とするということと、間伐事業費等補助金交付基準は、国庫補助事業の補助対象要件に基づき事業を実施し、市単独嵩上げ補助は実施しないということでございます。現在のところ、国庫補助事業の補助は 68%ということでございまして、西木村さんが 10%嵩上げしておりますが、これを無くして国庫補助分だけにするというところでございます。有害鳥獣駆除事業につきましても、西木村さんの方では補助金ということにしておりますが、事業費補助を止めて、年間分の事業委託契約とするという内容でございます。最後 6 ページでございます。27-21 が商工観光事業の取扱いでございまして、中小企業等振興対策事業でございます。中小企業振興対策事業の対象業種を田沢湖町さんと西木村さんは製造加工のみという事ですが、これを角館町さんの例にならい対象業種を製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、宿泊業、風俗業を除くサービス業として、新設、増設、移転を対象とするという事でございます。奨励措置としては、固定資産税の減免他ということでございます。次が同じく商工観光事業の中で中小企業資金融資制度でございます。これにつきましては仙北市中小企業振興資金制度として、1 企業あたり融資限度 1,500 万円、融資期間 7 年、利子補給率 1.3%というところでございまして、各町村融資限度額が違っておりましたが、一番多い所に合わせて

1,500 万円とするという事と、今年度は経過措置として現行制度のまま行なうということ
でございます。次が 27-22 勤労者・消費者関連事業の取扱いという事で、勤労者対策事業
補助金でございます。勤労者対策事業費補助金の交付基準につきましては、従業員資格取
得及び技術取得研修事業については、補助率を対象事業費の 1/3、現状 2/3 ということ
ですが、1/3 ということにして、限度額を 1 企業あたり 20 万円から 30 万円として
おります。30 万円というふうに上げております。勤労者福利厚生施設整備事業につ
いては、補助率を対象事業費の 1/3 として限度額を 1 企業あたり 200 万円として、
現在と同じ水準でございます。雇用対策事業費補助金交付基準につきましては、
対象事業費を国の助成制度基準に満たない就労のための技術取得及び資格取得
研修として、補助率を対象事業費の 1/2、限度額を 1 件あたり 3 万円とするとい
う調整内容でございます。離職者技術習得及び資格取得研修事業、学卒等未就
労者技術習得及び資格取得研修事業については廃止するという事
でございます。27-24 が、上下水道の取扱いということございまして、冬季間の
検針業務のことについて一部調整が残っておりまして、これについては 12 月
から 4 月の検針業務については、積雪のため検針が困難な場合は 5 月
から 11 月の平均使用料を勘案のうえ、認定使用水量とする
ということございまして、田沢湖町さんと角館町さんが 1 月
から 4 月までということございましたが、西木村さんの例に
合わせて、12 月から 4 月ということにしております。次が
27-25 学校教育事業でございます。3 つあがっておりまして、
遠距離通学補助事業でございますが、これについては基本的に
通学距離の片道が小学校 4km、中学校 6km、既存制度で
対象としていた地域についても引続き対象とする
ことございまして、これは西木村さんには該当が
無かったわけですが、これは全市において
実施するという事でございます。次の通学
自転車購入事業でございますが、これは
平成 17 年度に廃止されておりますので、
新市においても行なわない。放課後
児童対策事業でございますが、これは
田沢湖、角館地域で行っておりますが、
事業は継続すると。西木村さん
ところで現在行っていない訳ですが、
アンケート調査を行って、その結果に
基づき実施を検討する
ことございまして、次が 27-26 社会
教育事業でございますが、広報誌
発行業務で発行回数
が決まっておりましたが、
月 1 回の発行と。スポーツ少年
団補助関係につきま
しては、角館町さん
の補助要項を基本と
して行なう
ことござい
ます。次、27-27 文化
振興事業の文化財保
護審議会の委員の
数が決ま
っており
ません
でした。
これに
ついて
は専門
部会
では
委員
の数
は 15
人。
現在
田沢
湖 6、
角館
11、
西木
10
とい
うこ
とで、
それ
ぞれ
審議
会が
ござ
いま
すが、
新市
にお
いて
は 15
人
以
内
とい
うこ
と
で
ござ
いま
す。27-28
その
他の
事業
の取
扱
い
で
ござ
いま
すが、
ここ
も少
しミ
ス
プ
リ
ン
ト
がご

ざいまして、入札及び入札の公表については、入札結果については、130万円以上の工事入札の結果を1年間保存となっておりますが、1年間公表するという事でございます。情報公開制度につきましては、3町村の現行条例を基にして新条例を制定しまして、合併日の日に施行するという事でございます。以上28項目が専門部会等で検討いたしました調整内容でございます。以上でございます。

会長 ただいま、それぞれの項目について報告がされました。協議事項ではありませんが、報告事項に非常に多く多記に渡っておりますので、ただ今の報告についてのご意見等伺いたいと思います。

(「なし」という声あり)

会長 なしという声がございますので、この報告事項は以上のように報告事項で決定をさせていただきます。次に報告第39号特別職の職員の身分の取扱いについての調整結果についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

副局長 報告第39号ということで、7ページでございますが、合併協定項目の確認内容につきましては、特別職の職員の報酬については、現行報酬額及び類似団体の特別職の職員の報酬額を参考に調整するという事でございます。調整内容につきましては8ページ以降に載っております。これも間違いがありまして、後で訂正をお願いしたいのですが、8ページが常勤の方の特別職の報酬ということでございます。報酬及び給与ということでございますが、読まさせていただきます。1から5までございまして、在任特例期間中平成17年9月20日から平成18年4月30日までの議会議員の報酬は、合併前の条例により、それぞれの町村の議会議員に適用していた報酬の額とする。ただし、議長及び副議長についた議員については、それぞれの町村議長及び副議長に適用していた報酬の額の最高額とするということでございまして、合併の前日に適用していた報酬額をそれぞれの議会議員の方々には適用すると。議長さん、副議長さんにつきましては、3町村の議長さん副議長さんの報酬を比較しまして一番高い所を報酬の額とするという内容でございます。が市長職務執行者の給与については、合併前の条例により、それぞれの町村長に適用していたそれぞれの給与の最高額とするということでございまして、今の3町村の給与の最高額ということでございます。報酬と給与ということですが、報酬は非常勤の方にお支払するものを報酬と呼んでいまして、常勤の方にお支払するのを給与という呼び方しております。全体を併せて報酬という呼び方をしております。が新市長の新給与が定まるまでの暫定給与は市長職務執行者の給与の同額とするということでございます。これは新市長が決まりましても、新市の市長の条例がその他特別職の条例が出来る前までの間の給与は

職務執行者の方、現在の 3 町村中の 1 番高い給与の額とするということでございます。4 番目が合併に伴い臨時に選任された教育委員会委員の者の内から任命された教育長の給与は合併前の条例によりそれぞれの教育長に適用していた給与の額の最高額とするということでございます。教育委員会の場合も、本来であれば議会の同意が必要な訳ですが、合併の日すぐに教育委員を選んで教育委員会を開くということがございまして、その為にそこで選ばれた教育長さんについては、新市長さんが選ばれてから報酬の条例を作るのでは間に合わないということで、その間適用する給与をこの形で決めたいということでございます。は、その他の報酬は別紙のとおりということございまして、その下に書いてありますが、現在の各町村の条例から拾ってきました報酬及び給与の額という事でございます。市長につきましては、田沢湖町、西木村で適用しています報酬額 71 万 9,000 円ということでございます。これは市長職務執行者にも適用すると。次は教育長さんの給与なのですが、ここで 49 万円となっておりますが、49 万 8,000 円が正当でございますので、大変恐れ入りますけれども訂正の方をよろしくお願いいたします。それから議長さんは 31 万 3,000 円。副議長さんは 27 万 6,000 円。議員の方は田沢湖町 26 万 1,000 円。角館町さんは 17 万 3,000 円。西木村さんが 23 万 9,000 円と。これが現在の条例から拾いました数字という事でございまして、最終的に適用されますのは 9 月 19 日現在の条例に書かれている報酬、給与ということになります。以上が常勤の方の報酬、給与でございます。次 9 ページ以降が非常勤の方の報酬関係を載せております。左 3 つが現在の 3 町村の現状でございまして、それを基にして右の方が仙北市で適用したいと考えている報酬の額でございます。これを決めるにあたりましては、先の確認事項のとおり、3 町村の現状と、最近合併した市町、あるいは同規模の市を見まして、このような金額にしております。ここに書いてあるとおりでございますが、消防団の給与につきましてはここに書いてありますように 3 町村の報酬の額の最高額を設定しております。その他の報酬につきましても、現行とその他近隣町村、市の報酬額等を参考にしまして決定しております。次、10 ページの方が主に審議会関係の委員の方の報酬という事でございますが、基本的に 1 日 5,000 円ということ決定をしております。この中で月いくらという形で決めておりますものが、園長さんとか学校医、この関係につきましては、それぞれ学校の規模あるいはお医者さんの年齢等いろいろございますので、上限を決めてその中で、本来は条例で一つの金額を決めるのが正しいのしょうけれども、こういういろいろな条件がございますので、上限を決めてその範囲内で市長が定めるという形にさせていただきたいということでございます。ここで再三お詫びで申し訳ございませんけれども、下から 2 つ目の所に選任

当直員という欄がございまして、ここが新市の所が抜けておりますけれども、これは5,000 から 10,000 円以内、宿直、日直 1 回ということでございまして、5,000 円から 10,000 円。新市においても同じような条件でお願いしたいということでございます。以上が非常勤の報酬のことでございます。以上、常勤非常勤の報酬の額のご説明でございます。

会長 それではただ今 39 号で特別職の関係について説明がなされました。報告事項でございしますが、特にありますればご意見を頂戴いたします。はいどうぞ。

田口（喜）委員 田沢湖の田口でございます。先ほど報酬について説明をしていただきました。ここには田沢湖町の今の報酬額が掲載されておりますけれども、いづれ田沢湖町の報酬については 8 月 30 日から 9 月定例会が開催されますけれども、議員提出議案として報酬の引き下げを提案しております。そして、議事日程にも載っておりますので、それが議決されますと、9 月 20 日からは引き下げの報酬となるという事でございます。それだけ付け加えておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

会長 ただ今の関係につきましては、先ほどの説明にありますように、9 月 19 日以前という事でございますので、そういう報告で終わらせていただきたいと思います。その他ございませんか。

（「なし」という声あり）

会長 なければ、39 号についてはご承認をいただいたものとしたしたいと思います。次に報告第 40 号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての調整結果についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

副局長 報告第 40 号でございます。農業委員会委員定数及び任期の取扱いについての内で確認内容の中で旧町村を区域とする 3 つの選挙区を設け、各選挙区ごとの定数については合併時まで調整するという事がございました。この調整結果が下に書いてあります。新市の農業委員会委員の選挙区ごとの定数については次のとおりとする。田沢湖町の区域 9 人。角館町の区域 6 人。西木村の区域 5 人。合計 20 人という事でございます。これは下の方に表がありますように、農業委員会委員の選挙人名簿登録数の構成比で 20 を配分しますと田沢湖が構成比で 47.3%ということで、9 人。角館町さんが 30.6%ということで 6 人。西木村さんが 25.7%ということで 5 人。合計が 20 人ということで、この定数の割合は選挙人名簿の登録者数の構成比によって調整したという事でございます。説明は以上でございます。

会長 ただ今 40 号で説明をいたしましたが、その点につきましては選挙人名簿の関係

のことで調整を図ったわけでありますので、質問を省略して決定させてはいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

会長 異議なしという事でございますので、これをご承認をいただいた事に決定いたします。次に報告第 41 号消防団の組織編制の調整結果についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

副局長 報告第 41 号消防団の組織編制等の調整結果についてということでございまして、未調整だった部分はそこに書いてありますように、全体の組織編制等については合併時までには検討するものとするという事でございました。これは消防団長さん等も入ったお話の中でまとめた結果が次の 16 ページに載っております。それで、これは暫定という事でございますが、合併後 3 年間については暫定的な制度として、現在の消防団はそのまま団長、副団長、分団ということですが、その上に連合消防団長を 3 年間置くという事でございます。各消防団は現町村消防団の体制を基本として行なうという事ですが、この連合消防団長さんの職務内容という事ですが、まず一つはこの連合消防団長さんを新たに別に選ぶという事ではなくて、3 人の方から一人が兼務するという事でございます。もう一つは各団の連絡調整を行なう程度であって、各団をまとめる統括権限および各団への指揮権限を持たないという形で連合消防団長さんを 3 年間暫定的に置くと、その後、組織再編後は、通常の団長さん 1 人、副団長さん 3 人、分団という形で、分団の方は現町村の消防団の分団体制を基本とするという調整の結果でございます。以上でございます。

会長 ただ今の 41 号についても、報告ありましたように、各組織の関係の皆さんが十分協議をされて、ただ今の報告になった訳でありますので、これも質問を省略して進めて行きたいと思いますがいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

会長 異議なしということでございますので、41 号も承認いただいたことに決定させていただきます。次に報告第 42 号田沢湖・角館・西木合併協議会の廃止についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

副局長 報告第 42 号田沢湖・角館・西木合併協議会の廃止についてという事でございます。次のとおり報告するという事ですが、読まさせていただきます。平成 17 年 9 月 20 日から田沢湖町、角館町、西木村を廃し、その区域をもって仙北市を設置することとなったため、田沢湖・角館・西木合併協議会はその役割を終了することから 3 町村議会の議決を経て、平成 17 年 9 月 19 日をもって廃止するものとする。なお、会計処理については、

下記のとおり取扱うものとするという事でございます。一つは協議会予算の収支については、協議会規約第 19 条の規定に基づき、廃止の日をもって打ち切り、会長であったものが決算を行なうこととしている事から、会長であった者が協議会委員であった者に決算書を送付するという事でございます。二つめとして、廃止の日に属する協議会の財産及び事務については、すべて仙北市に引き継ぐものとするということでございます。一つ目の方は、19 日で合併協がなくなりますが、引き続き決算内容が報告する場がございますので、協議会委員の皆様へ決算書をお送りして確認いただくという事でございます。もう一つは協議会の事務局にいろいろ備品等ございますので、そういうものについては仙北市に引き継ぐという事でございます。一枚めくっていただきますと、その関係法令が載っております。まず合併協の廃止の手続きでございますが、廃止の為には各 3 町村の議会での廃止議案の議決をいただいた後に、3 町村長がそれに基づいた協議書を作ります。それをもって廃止の告示をして県知事へ届出をして、合併協を廃止という事でございますので、この後現在、既に議会が開かれている所もございますけれども、各議会にかけていただきまして、その手続きを進めて行きたいという事でございます。決算の方は先ほど説明しましたように、解散の日を持って打ち切るという事でございますので、そのあと皆さんに内容についてご報告を申し上げるという事でございます。説明は以上でございます。会長ただ今の 42 号について説明が終わりました。報告事項でありますけれども、このことについてご質問。はいどうぞ。

藤原（万）委員 角館の藤原でございます。今、この場で質問するというのも、この場所がいいのかなと迷った訳ですけれども、この前に市長の職務執行者の給与の額というのが出てきましたので、そこで質問した方がいいのかと思いますけれども、この新しい市長が決まるまでの、市長職務執行者が決まっているのかどうか、まだ私もこの場でお聞きしてませんので、そこらへんはどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

会長 ただ今の質問について、事務局の副局長から答弁をさせます。

副局長 今のご質問の中で、市長の職務執行者の関係でございますが、これは合併の場合には合併した日に市町村長がいらっしやらないという事で、事務に支障があるという事がございますので、地方自治法の方に規程がございまして、合併した場合という事は、実際に合併した日なのですが、その時に合併した関係町村の町村長が協議をして、その中の一人を職務執行者という事で市長が決まるまで、市長の職務を行なうという事でございます。実際、法律の条文を正確に読めば、合併の日でなければ決められないという事なのですが、実際そうはいかない訳でして、事務上の関係もありますので、前もって。本来であ

ればそういう資格のある人は9月19日にならないと確定しないのですけれども、それを待っていただけませんので、他の所もだいたいそうなのですが、その前に町村長協議の上に、協議が整った段階で、決めておくという形で、決まった場合には協議書を町村長で取り交わすという事になっております。職務執行者の考え方としては以上な事でございます。

会長 はいどうぞ。

藤原(万)委員 そうすれば合併前には決まらないという事ですね。そうすれば協議会ではその事が諮られるという事はありえないという事ですね。

副局長 諮られるといいますか、報告という事であるかと。協議という事で、今申し上げましたように、法律上は3町村長が関係町村長の協議という事で、その方たちが決めるという事でございますので、この合併協議会の協議事項という事ではございません。他の合併協の場合には最後の合併協までの間に、その前に執行者が決まっておりますので、報告事項という事で申し上げている事例はあるかと思いますが、合併協議会の協議項目とするという事ではございません。

会長 他にございませんか。

(「なし」という声あり)

会長 なしという事でございますので、42号についてはご理解いただいたことに決定いたします。それではこれまでは報告事項でございましたが、報告事項を終了いたしまして、協議案件の第66号地域審議会の取扱いについてを議題といたします。この案件につきましては、合併協定に基づき、地域審議会を設置することを決まっておりますが、3町村で協議の上、必要事項を定め議会の議決が必要なことから、今回提案するものでございます。なお、この内容については、事務局より説明をお願いいたします。

副局長 協議案第66号地域審議会の取扱いということでございます。会長の方からご説明ありましたように審議会を設置するということは既に確認済みの内容でございますが、細かい組織及び運営に関して定めておりませんでしたので、この内容をご確認いただきたいということでございます。20ページ21ページが内容でございます。仙北郡田沢湖町、同郡角館町及び同郡西木村の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議案ということでございます。これを基にしまして、各議会においてこの協議案を、設置に対する議決をいただきまして、その後協議案を3町村長が締結して、その後告示をするという手続きを持ちまして、これは条例と同じ効果がありまして、合併の日にこれが施行されるということでございます。内容につきましては、協議案の内容でございますので、逐次読ませさせていただきます。第1条設置でございます。市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第

1 項の規定に基づき、次のとおり合併前の田沢湖町、角館町及び西木村の区域ごとに地域審議会を置くという事をごさいますして、名称についてはここに書いてありますように、田沢湖地域審議会、角館地域審議会、西木審議会。設置の区域はそれぞれ合併前の町村の区域という事をごさいます。2 目、第 2 条設置期間をごさいまするが、地域審議会の設置期間は、合併の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。約 10 年間という事をごさいまするが、これは第 3 条の所掌事務にも関係してまいりますが、この地域審議会は合併特例法によりまして、新市の建設計画を作っておりますが、その変更を行なう場合には地域審議会が置かれている場合にはその意見を聞かなければならないという規定をごさいます。その関係をごさいますして、新市の建設計画が平成 28 年 3 月 31 日という事をごさいまするので、それに併せて地域審議会の設置期間も 28 年という事にしておりまして、他の審議会の設置事例を見ても同様の扱いになっております。第 3 条が所掌事務という事をごさいます。地域審議会はそれぞれの区域ごとに当該区域に係る次に掲げる事項について市長の諮問に応じて審議し答申するものとするという事をごさいます。内容として 2 つごさいますして、(1) が新市建設計画の変更に関する事項 (2) として新市建設計画の進捗状況に関する事項。これが現在、合併協議会で作り出した新市の建設計画に関する事項をごさいますして、(3) が、新市の基本構想の作成及び変更に関する事項という事をごさいますして、これは地方自治法で定めております基本構想を作ること決められておりまして、現在 3 町村、総合計画等、呼び方は違うのですが、これは基本構想をごさいます。これについても所掌事務とするという事をごさいます。4 番目はその他市長が必要と認める事項という事をごさいますして、これは諮問に応じて行なう部分をごさいますして、第 2 項として地域審議会は必要と認める事項について審議し、市長に対して意見を述べる事が出来るという事をごさいまするので、諮問以外にも活動が出来るという事をごさいます。第 4 条が組織をごさいます。地域審議会は委員 15 人以内で組織するという事をごさいますして、各地域に置かれております地域審議会。大体 15 人から 20 人位というような所が多い訳ですが、この場合は 15 人以内ということで組織したいという事をごさいます。2 番が資格ということですが、委員は当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命するという事をごさいますして、4 つ掲げております。(1) 公共的団体等を代表する者。(2) が学識経験を有する者。(3) が地域の行政運営に関し優れた識見を有する者。(4) が公募により選任された者という事をごさいますして、それぞれ 3 つの審議会をごさいまするので、それぞれが委員 15 人でこういう資格を持った方になっていただくという事をごさいます。第 5 条が任期をごさいまするが、委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が

欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。第2項委員の再任は妨げないものとする。第3項委員は、当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失うという事でございます。あくまでも、各区域に住所を有する人が委員となるという事でございます。第6条が会長及び副会長でございます。地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。第2項会長は会議を総理し、地域審議会を代表する。第3項副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理するという事でございます。第7条は会議の回数でございますが、一つ目は誰が召集するという事でございますが、地域審議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。第2項が回数という事で、会議は年1回以上開催するものとするということでございます。第3項が会長は委員の1/4以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。第4項、会議は委員の半数以上が出席しなければ、議事について議決する事ができない。第5項、会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。第6項、会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出その他の協力をもとめることができる。第7項、会議は公開するものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができるという事でございます。第8条が地域審議会の事務局でございますが、地域審議会の庶務は、それぞれ、田沢湖地域センター、角館地域センター、西木地域センターにおいて処理する。事務局は各地域センターにおくということでございます。第9条はこの協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるという事でございます。この協議自体は平成17年9月20日から施行するという事でございます。従って、これを告示しますと、合併してから新たに条例を作るという事はございませんけれども、議決をいただいて、3町村長で協議書を作り、告示した段階で合併の日から条例と同じ効果を持つというのが、この協議案の内容でございます。以上よろしく申し上げます。

会長 ただ今説明をいたしました。説明の事項でお分かりかと思っております。この審議会についてご質問等頂戴いたします。はいどうぞ。

堀川委員 田沢湖の堀川です。老人クラブ連合会関係の事でございます。西木、角館、田沢湖、それぞれ事業量も補助金の額も全然違います。西木村は事務局が社会福祉協議会。角館町は藤原会長が個人で事務担当をしております。田沢町は町長さんのおかげで専任の事務局長を配置していただきまして、継続しております。事業量は角館町が一番少ないです。会長さんが単位クラブを回る程度で、ほとんど事業という事業はあまりしていないで

す。田沢湖町は1ヶ月に10回位の事業量があります。西木村は社協の方で大分事業をやって継続してもらっているようでありますので、3町村の現状を合併後も維持していただきたいという事をお願いしておきます。よろしくをお願いします。

会長 審議会の内容について、他にご質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

会長 無ければ、審議会の事については、この後、議会の方で議決をされる内容でありますので、十分審議をお願いを申し上げまして、確認をいたしたいと思います。これを持ちまして、協議事項、報告事項が全部終了いたしましたので、ただ今の事について、副局長から確認をしていただいて、この後、私の方からお礼を申し上げ、角館、西木の各長さんからも若干お話を申し上げて最後のお礼にいたしたいと思いますので確認を最初にしていただきます。確認事項を報告させていただいてから、その他でいたしたいと思います。

副局長 それでは今日の議題の確認をさせていただきます。本日、報告事項5件、協議事項1件ございました。報告事項につきましては、合併協定に基づく各種事務事業等の調整結果について、報告第39号が特別職の身分の取扱いについての調整結果について、報告第40号が農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての調整結果について、報告第41号が消防団の組織編制等の調整結果について、報告第42号は田沢湖・角館・西木合併協議会の廃止について、以上、報告のとおりとご確認をいただいております。協議事項は協議案第66号でございまして、地域審議会の取扱いについてということで、協議案について今日ご確認をいただきまして、本日議題といたしました報告事項5件、協議事項1件、すべてご確認を頂いたという事でございます。

会長 それでは、ただ今、小田嶋委員からお話もありましたように、その他という事で議題をその他に進みますが、事務局からはその他は無いようでございますので、委員の皆さんからありましたら、その他でお願い申し上げます。

小田嶋委員 角館の小田嶋です。協議会の委員に私も途中から入ってあれなんですけれども、合併が決まって選挙に入ると思うのですけれども、選挙管理委員会の委員の選出というのはここで協議をするのですか。教えていただきたいと思います。

会長 ただ今の件について、副局長から説明させます。

副局長 選挙管理委員会の事につきましては、これも特例がございまして、合併した場合には暫定の選挙管理委員会を設置するという事でございますが、本来の選挙管理委員会の場合は委員が4人、補充員が4人という事だと思っておりますが、暫定の場合は補充員無しで4人という事になります。これは現在いらっしゃる選挙管理委員の方の互選を持って4人

を選ぶという事でございますので、合併協議会の協議事項にはならないという事でございます。

会長 他にございませんか。事務局の方からも無いようでありますので、それでは最後に一言だけお話をさせていただき事にいたしたいと思っております。大変長い間、私の議事運営が皆さんにいろいろご迷惑をかけた事も沢山あるかと思っておりますが、その点をご容赦をお願い申し上げたいと思っております。ただ今ご質問いただきました、職務執行者の関係についても、早い機会に協議をして決定していこうという事で話し合いをいたしている所でございますのでご理解をいただきたいと思っております。なお、選挙管理委員会の関係につきましても、私ども3者協議の中に事務局の方から提案をいただきましたので、それぞれ委員を各町村から推薦をしようという事で、そのことも一応決定している所ではありますが、このことについては、人選の関係についてはこの後の3者協議にしようという事にいたしておりますので、ご案内のとおり一日も早く決定して進めて参りたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。非常に長い間皆さんには協議にご協力いただきまして厚くお礼を申し上げます。今日でこの会も終了する訳であります、この後も20数日ある訳でありますので、いろんな機会を通して、委員の皆さんからはそれぞれのご意見等いただければありがたいと思っております。私からは長い間の皆さんのご協力に改めて感謝を申し上げ、この圏域の皆さんがより以上の幸せに導かれる事をご記念いたしまして、一言お礼に代えたいと思っております。どうも今日はありがとうございました。なお、この機会でございますので、それぞれのお二人からご挨拶を頂戴したいと思います。最初に西木村長の田代さんからお願いいたします。

田代委員 それでは私から一言御礼を申し上げたいと思っております。任意協議会発足から2年9ヶ月余り、合併協の委員の皆様、そして3町村の住民の皆様には大変ご心配おかけしながら、また忌憚のない意見を頂戴しながらようやくここまで来ました。本当にこの間紆余曲折ありましたけれども、合併まであと20数日というところまで来ました。今日で協議が終了した訳でありますけれども、まだまだいろんな課題はあります。しかしながら委員の皆様、そして新しい仙北市の市民となられる市民の皆様のご協力をいただきながら、この課題を一つ一つ克服していき、新市、仙北市として市民の福祉の向上と、仙北市発展を願っているものであります。この後の仙北市の飛躍をご祈念いたしまして、今までの皆様に対する御礼を申し上げまして、私からの一言ご挨拶をさせていただきます。ありがとうございました。

会長 それでは角館の町長さんから。

石黒委員 最後になりましたけれども、角館の石黒でございます。合併協議会、今日で22回という事でございますけれども、約3年近く、仙北市の為に3町村の多くの方が協議をして参りました。今日が最後とはいえますけれども、合併まで後25日ですか、ある訳でございます、この間にもまだまだ目指した仙北市を作る為の皆さんの智恵、そして意見の集約が必要かと思っております。我々は合併の目的、目標という事を見失う事なく、合併の成果を、効果を出していく為に、今後も頑張らなければいけないと思っております。今日お集まりの協議委員の皆さん。そしてご苦勞をお掛けしました事務局の皆さんにも御礼を申し上げます、途中から入りました私ではございますけれども、御礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

副局長 以上を持ちまして、第22回田沢湖・角館・西木合併協議会を終了させていただきます。なおこの後記念撮影を行ないたいと思いますので、委員の皆様にはステージの方にお集まりいただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

閉会 14:46

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委員

委員

委員